

京都の福祉

シェアセ運ぶ情報誌

558
2016年 11月

Contents

- いつもの“暮らし”を支えるヘルパーの思い
 - 成年後見制度利用促進法施行
- ひとつなぎ
夢中！熱中！ふくしびと



もえぐさ

▼本年4月に熊本地震が発災してから6カ月が過ぎた。今なお熊本県内に避難所が12カ所、避難者301人(10月4日現在)が生活されている。仮設住宅での生活を余儀なくされている方も多い。被災者、被災地域の早期復興を願う▼さて、筆者は30年前の学生時代に大阪西淀川で大気汚染の公害患者、家族へのヒアリングなど公害問題に関わった経験がある。被災地支援のため2回、熊本入りしたが、激震に近い「水俣」のことが気になっていた。水俣病は工場排水の有機水銀により、近海で採れた魚介類を食し続けた人の命や身体の自由を奪う公害病だ。胎児性患者もいる。熊本地震発災直後の5月1日は水俣病の公式確認から60年とされる▼60年前、「原因不明の奇病」とされ大変怖がられたという。水銀中毒により身体が痺れ、話すことや歩くことが困難となる。さらに、学校でいじめを受ける、仕事に就けず、近所の誰もが寄り付かなくなるなど患者、家族は孤立を深めた。企業城下町の地域社会で、その企業を被告として闘う苦しさは察するに余りある▼ところで、貧困問題で苦しむ人々は、水俣病など公害患者や家族と重なり合うところがある。しかし、貧困問題の場合の加害者は明確ではない。しかし、双方の問題とも、人間としての存在や尊厳が脅かされていて、経済成長優先の日本社会の歪みから生まれる社会の問題である。また、貧困問題は地域住民間での現れ方、受け止め方は複雑で、「本人が怠けている」「わがまま」「怖い」などと「困っている人が困った人」にされることがある。理解が不十分なこと、偏見や差別が背景にあることも類似している▼「苦海浄土」を著した石牟礼道子さんは、水俣病に苦しむ人々の暮らし、患者の目線や声なき声を言葉にすることで人間の存在の尊さに迫っている。この点、貧困問題はとも見えないく問題である。より一層、さまざまな事情により困窮に陥っている人の声なき声を言葉にすることが大切で、人間の尊厳の意を感じる必要があると思う。そのことを出発点として貧困をなくす地域づくり、脱生活困窮社会を目指したい。(T.S)

思い

いつもの暮らしを支えるヘルパーの

平成27年の介護保険制度の改正で位置付けられた「新しい総合事業」により、ホームヘルパーが行っている「生活援助」が大きく見直されました。しかし、利用者の生活は、制度が変わっても変わりません。今号は、笠置町社会福祉協議会訪問介護事業所にご協力いただき、利用者の地域生活を最前線で支える訪問介護事業所と、そこで働くヘルパーの思いを取材しました。

生活援助の主な内容

衣
衣類の整理・修理
洗濯

食
調理・買い物

住
掃除・ゴミ出し
ベッドメイキング

その他
生活必需品の買い物
薬の受け取り
など

「いつもの暮らし」の
違いに気づく

「岡崎さん、いつもと様子が違うような気がするんやけど」

1日2回の訪問介護を利用している岡崎さんの変化にいち早く気づいたのは、毎日訪問するヘルパーでした。その報告を受けた事業所の職員は、すぐにケアマネジャーに連絡し、主治医の先生につなぐことで、事なきを得ました。

ヘルパーが利用者宅に訪問する際は、い

つもの暮らしの違いを敏感に察知できるよう、五感を働かせています。「こんにち

は」という挨拶から、利用者の顔色や動作などを確認し、利用者の食べ残し量や洗濯物、「ゴミ箱にあるティッシュ」などからも、暮らしの様子をつかがいます。

取材中に、岡崎さんのベッド上に置いてある頭痛薬に気づいたサービス提供責任者の小谷さんが、岡崎さんの体調を気にかける場面がありました。食べる量やものを置いてある場所など、利用者の「いつもの暮らし」を理解しているからこそ、「いつもと違う」とい



ヘルパーの西口さん 利用者の岡崎さん

ミニエピソード

「ご飯を残すとしかられる」と笑顔でおっしゃる岡崎さん。その表情はとても穏やかで、本音で言い合える信頼関係ができています。

ハッキリ合える関係づくり

「利用者の暮らしを支える」というのは、こういうことなのだと思えてきた場面でした。

大切に

暮らしを丸ごと見つめる

日の岡崎さんも、玄関先まで見送りに出て「また来てね」とおっしゃっていました。昨年の介護保険制度の改正で、危機感を募らせている現場のヘルパーが多数います。小谷さんは、ヘルパーが行う生活援助について「利用者の生活にはつながりがあるから、生活援助のどの部分も欠けてもダメ」という言葉で表現されました。料理も「ゴミ出しも洗濯も、利用者の生活の一部です。その一部分だけを切り取って、訪問介護事業所以外の支援が行われることは、これまでヘルパーが大切にしてきた「いつもの暮らし」に気づくチャンスが減ってしまうことにつながります。



玄関前までお見送り(右が小谷さん)



岡崎さんは、気管切開をしたことから発話ができず、訪問時の会話は基本的に筆談です。それでも、緊急時などはヘルパーと電話でやりとりをすることがあります。電話口からヘルパーの声を聞き、受話器を「トントン」と叩くことが、岡崎さんの「わかった」の返事です。それぞれの利用者に合わせたコミュニケーションをとることで、お互いが分かり合える関係を築いています。

初めて訪問する利用者の場合は、利用者が緊張していたり、ぶっきらぼうに返答されたり、怒ったような口調で話されたりすることもあります。ヘルパーが利用者のすべてを受け容れて寄り添うことで、やがて心を開き、ヘルパーが帰る際には「気づいて帰るよ」と声をかけてくれるようになり

ます。ヘルパーの西口さんも「待っていてくれる人がいることが、この仕事のやりがいだ」と答えてくれました。

制度が変わりゆく中でも、利用者との信頼関係を築き、常に利用者の「いつもの暮らし」を支えているヘルパーの思いがあるからこそ、利用者が安心して地域で暮らし続けることができるのではないのでしょうか。

平成12年に施行された介護保険制度は、16年の経過において数多の改正を繰り返してきました。そしてこの度、制度は新しい総合事業へと大きく転換されました。制度の変遷を現場で見届けてきた私たちは、在宅高齢者の生活が制度に翻弄されていることを、改めて強く感じています。

今はヘルパーと言われる訪問介護の担い手が家庭奉仕員と言われていた時代から、私たちは在宅高齢者の生活に寄り添い、その尊厳を守り、共に地域の中で暮らし始めました。社会の変化と共にその仕組みが変わっても、私たちの在宅高齢者への関わりは「自立支援」として「生活の継続性への支援」であり、不変の信念として継承されてきたのです。

いま、在宅高齢者の生活は、制度運用の便宜に合わせて「身体介護」や「生活援助」の名に括られ、分断されています。しかし、本来は区別分断することのできない連続性のある一つの生活行為です。在宅高齢者の生活が、社会の中で守られ、より良く実現していくために、こうした生活の本質が見過ごされることなく、寄り添う制度となることを願います。

京都府ホームヘルパー連絡協議会
会長 漆原絵美

【協力】京都府ホームヘルパー連絡協議会
京都府ホームヘルパー連絡協議会(通称:京ホ連)は、ホームヘルパーの資質向上と会員であるホームヘルパーの相互の交流を図り、利用者の自己実現、家族・集団・地域社会の発展、地域福祉・社会福祉の向上をめざすことを目的とし、昭和46年に設立された職能団体です。
<http://www.kyoshakyo.or.jp/kyohoren/>



成年後見制度利用促進法施行

本人の意思を尊重した権利擁護支援を考える

社会福祉協議会が実施している、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）【※1】と同時期に始まった成年後見制度は、平成12年の制度開始から16年を経て、大きな転換期を迎えています。

本年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」)が施行されました。なぜ、いま成年後見制度の利用の促進が必要なのか、考えてみたいと思います。



成年後見制度は、認知症や障害等の理由で判断能力が不十分な方が、自ら契約行為を行うことが困難な場合に判断能力を補う制度です【※2】。しかし、成年後見制度は十分に利用されていない実態があります。制度の利用実態を見てみましょう。

～後ろ向き～ 成年後見制度の利用実態

最高裁判所の統計(最高裁判所事

務総局家庭局)成年後見関係事件の概況(平成27年1月～12月)によると、

- (1)成年後見関係事件の申立て件数は、「後見類型」(79.2%)が約8割を占め、「保佐類型」(14.6%)、「補助類型」(3.9%)、「任意後見監督人選任」(2.3%)の申立てを大きく上回っています【※3】。
- (2)裁判所に申立てをする申立人と本人との関係は、「子」(30.2%)が最も多く、次いで「市区町村長」(17.3%)、「兄弟姉妹」(13.7%)、「その他親族」(13.4%)と続き、「本人」(11.3%)は約1割に留まっています。中でも「市区町村長」の申立ては、対前年比7.2%増と年々増加しています。
- (3)申立てをする動機は、「預貯金等の管理・解約」(42.3%)と「介護保険契約(施設入所等のため)」(16.9%)が全体の約6割

を占め、「身上監護」(13.1%)、「不動産の処分」(9.5%)、「相続手続」(8.7%)と続きます。

これらの実態から、同志社大学永田祐准教授は、「本人の判断能力を補う『補助・保佐類型』ではなく、後見人が代わりに決定する『後見類型』の申立てが多数を占めている実態は、制度発足当初の意図とは異なっている。また、『預貯金の管理や施設入所時の契約行為などが難しくなってきたら、子どもや親族、身寄りがない場合は市区町村長が申立てる』後ろ向き理由で利用されることが一般的になっている」と分析されます。

本来、本人の判断能力を補うはずの成年後見制度は、多くが、本人に契約行為が必要になったが契約能力に疑義がある際に、本人以外の人が利用する制度になっており、このような実態を永田准教授は、後ろ向き」という言葉で表現されました【※4】。

利用促進法が 求めていること

それでは、利用促進法が施行され、何がかわるのでしょうか。

利用促進法では、「成年後見制度の利用の促進は、(…)成年後見制度

の理念を踏まえて行われるものとする」とされています。成年後見制度の理念とは、誰もが等しく個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されること、自発的意思が尊重されること、財産の管理のみでなく身上の保護が適切に行われること、などがあげられます。これらの理念を踏まえて、成年後見制度のニーズを把握し、ニーズに的確に対応することや、成年後見制度を利用し(ようにしている者の権利・利益保護のための体制整備をすることを求めています。

つまり、相対的に利用が少ない保佐・補助類型、任意後見制度の活用をはかる等の運用面での課題や、成年後見制度を利用することで生じる権利制限などの仕組み上の課題、ニーズに対応できていない体制上の課題についての改善を求めています。

オール京都で 「権利擁護の土壌」を つくる必要がある

本会では、本年度より、京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会、学識経験者、市町村社協の参画のもと「京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」)を設置

し、今後一層の増加が見込まれる「判断能力が不十分な方の権利擁護ニーズ」に対して、権利擁護・成年後見制度のあり方を検討しています。

利用促進法に関して、検討委員会の委員長である「迺穂光彦さん(京都社会福祉士会)は「京都府内どの市町村にお住まいの方でも等しく権利擁護に関わる制度の利用ができる土壌をつくる必要がある」と言われました。

そのためには、経済的な理由があっても制度が利用できる支援制度の拡充や、本人や家族、福祉相談専門職が利用相談できる窓口の充実化など、誰もが等しく制度を活用できるように社会的な受け皿が整うことが、本人の意思で「前向き」に成年後見制度が利用できるための第一歩になるのではないのでしょうか。

本年度末に検討委員会から報告書が出されます。

本会としても、報告書を受けて「地域の権利擁護体制」をどのように構築していくのか。市町村社協が実施している福祉サービス利用援助事業で大切にしている視点である「本人の意思決定を支援すること」を軸に、京都府内の市町村社協、関係機関・団体と一緒に考えていきます。

解説

【※1】福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

判断能力に不安を抱える高齢者、障害者等に、①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理、③日常的な金銭管理に伴う通帳等の預かり、④紛失防止のための書類の預かり、を行う事業です。

利用者と市町村社協との間で契約を締結し、利用者と専門員とで作成した支援計画に基づき、市町村社協の生活支援員が支援する制度です。

【※2】成年後見制度(法定後見・任意後見)

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって、援助者として成年後見人

等(後見人・保佐人・補助人)が選任される制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度は、判断能力が不十分になる前に将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

【※3】後見類型・保佐類型・補助類型

判断能力の程度として、後見類型は判断能力を「欠く常況」、保佐類型は「著しく不十分」、補助類型は「十分でない」とされています。

【※4】

成年後見制度が平成12年に改正された際、成年後見制度は①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションと本人の保護との調和、が改正の理念として掲げられました。これらの理念に基づき、早期の段階から判断能力を補う「補助類型」の活用が目ざされましたが、「補助類型」の利用件数は伸びませんでした。

熱中! 夢中! ふくしびと

だから続けたい この仕事

福祉の現場で働く人たちの熱い思い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

佐藤 永子さん さとう ひさこ

施設名 公益社団法人京都保健会
ヘルパーステーション太秦安井
〒616-8071
京都市右京区太秦安井藤ノ木町2-2
HP/URL: <http://www.kyoto-hokenkai.or.jp/>
TEL.075-283-0113 FAX.075-283-0116
職種: 介護ヘルパー 経験年数: 6年
★好きな言葉: 一期一会



ヘルパーの訪問が、暮らしの支え、心の支えになってもらえるように

軽い気持ちで始めた仕事ですが、利用者さんとコミュニケーションを取りながら体調もみて、安全に自分でできる所はできるだけやって頂く等、実際は本当に難しい仕事だと実感しました。初めは緊張し、仕事の内容を覚えるのに必死で余裕もなかったです。6年経った今でも緊張感がありますが、利用者さんの生活背景や疾患等を常に頭に入れた上で接して行く事を

★**仕事を始めたきっかけは?**
私がこの仕事を始めたのは、友人に誘われたのがきっかけでした。お年寄りの家の掃除や洗濯、買物と楽しい仕事だと聞かされ、私にもできそうだと軽い気持ちで始めました。

★**仕事の内容とやりがいは?**
実際の仕事は、利用者さんによって必要な援助内容、時間が決まっており、買い物ならいつも同じ物を買う方、メモを用意される方、適当に買って来てと言われる方、洗濯なら干し方もそれぞれ違い、掃除もハタキから始めるお宅、掃除機をかけるだけのお宅、拭き掃除まできっちりされるお宅とそれぞれ違います。生活面の援助以外にも、利用者さんと買い物に出掛ける援助、入浴のお手伝いをする援助、排泄介助等、身体面の介護もあります。

★**今後の目標は?**
利用者さんの中には、一人住まいや病気で不安を抱えて暮らしておられる方が多くいらっしゃいます。限られた時間ですが、ヘルパーの訪問が生活の支え、心の支えになってもらえるような援助をして、利用者さんに必要だと思ってもらえるようなヘルパーでありたいと思います。



現在、京丹後市の高齢者世帯は全世帯の3割を占め、サロンの参加者から「ここに来て、今日はじめてしゃべったわ」という声を聞くと、家族や地域でのつながりの希薄化をつくづく感じます。また、つながりのあると思われるような地域でも孤独死などが散見されるようになってきました。そこで、戸配事業者を中心とする様々な企業に見守りの協力を依頼して、「高齢者等見守りネットワーク」を立ち上げました。協力事業所から「今まで気になっていたけど、どこへ連絡していいのかわからず困っていた」と様々な情報が入るようになり、複合的な問題を抱えている方もおられることがわかってきました。

今年5月、ひとり暮らしで40代男性のAさん宅へ半年分のガス代の請求書を持って業者が行ったところ、玄関は鍵がかかったままでした。ガスメーターもほ

つなぎと

日常の暮らしの中にあるつながりを見つけて結びなおす「絆ネット」の取り組みをエピソードを通してつづります。

一人ひとりがもっている“つながり”を結びなおす役割を

とんど動いていない状態であることから社協に安否確認の連絡が入りました。これまでも誰が呼びかけても出てこない状態が続いていたようです。どうすれば安否確認ができるのか、Aさんの地域での関わりを調べると、仕事のトラブルが原因で体調を崩し仕事ができないこと、その頃からお会いする機会も減ったことを聞きました。また商売を営んでおられたこともあり、取引先や隣近所、同級生等たくさんの方とつながりをもっておられたことがわかってきました。地元消防団と一緒に活動していた方、同級生に話を聞くとAさんの仕事ぶり等から生真面目な人柄がうかがえ、「大丈夫ですから、かまわないでほしい」と言われても、地域の方は見捨てるのではなく、何かできることはないかと気にかけておられます。引きももたないで地域から孤立してはいないAさん。人は様々なつながりを持って生きていく、そのつながりがどれほど大切なことかとつくづく感じています。

絆ネット構築事業の取り組みが、いつもと様子が違うことに気づいても、誰かが連絡するだろうではない、日常的に顔の見える関係や助け合いができる地域づくりを進める一助になればと思います。

(京丹後市社協 吉岡美香)

平成28年度 社会福祉施設 総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)		2 年額保険料(掛金)		
補償金額		定員		
	基本補償(A型)	基本補償(A型)		
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円		
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
	事故対応特別費用(期間中)	500万円		
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	
	傷害見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円		

◆**28年度新設** 使用者賠償責任補償(プラン3-①オプション)
社会福祉法人役員賠償責任補償(プラン4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

<p>団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会</p> <p>〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課 TEL: 03(3593)6824 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)</p>	<p>取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス</p> <p>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763</p>
--	--

スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

京都府社会福祉協議会 からのお知らせ

案内

平成28年度「福祉サービス苦情解決
事業セミナー」を開催します！

- 日時 11月17日(木) 13:15 ~ 16:30
- 会場 立命館大学朱雀キャンパス
(JR二条駅近辺)
- 対象 福祉サービス提供事業所の苦情
解決責任者、受付担当者、第三
者委員等
- 内容
①「苦情解決におけるコミュニケー
ションスキルアップのために」

講師：精神科医 有賀やよい氏
(運営適正化委員会 苦情解決
合議体委員)

②「理不尽な苦情に対する対応の現状
と課題」

講師：関西大学社会学部教授
池内 裕美 氏

- その他 参加費は無料 定員は300名
*大学の構内外は禁煙です。

【問い合わせ先】

京都府福祉サービス運営適正化委員会
TEL.075-252-2152

施設の新築や増改築を考慮ておられる
社会福祉法人の皆さまへ

府社協では低利による融資を行っています
本会では、京都府内(京都市を除く)の

社会福祉法人に対し、「施設整備等融資金
貸付事業」を行っています。貸付対象事業
には次のようなものがあります。

- 社会福祉施設の新設や増築費用
 - 社会福祉施設の修繕や改築費用
 - 固定設備や屋外設備、器具等備品の整
備費用
 - 施設の新設等を行うための土地取得費
用
 - (独)福祉医療機構の貸付金や地方公共
団体の補助金が交付されるまでのつな
ぎ資金
- 詳しくは、本会ホームページ(市町村社
協・福祉事業者の方へ)をご覧ください。
本会までご相談ください。

TEL.075-252-6291 (総務課)

- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社協

検索



本紙は、共同募金の配分金によって
つくられています。

あなたの街で「地域防災人」「地域災害ボランティアリエゾン」

京都府災害ボランティアセンターでは、地域の方々を対象に防災や災害ボランティアに関する養成講座を行っています。災害に対する関心を高め、災害に負けないまちづくりに御活用ください。

内容は、地域の特性に合わせ御相談させていただきます。

「地域防災人」養成講座

地域で平常時からそれぞれの地域の特性に合わせた防災・減災活動を行う人(防災人)を養成することを目的としています。自助・共助・公助、災害ボランティアについて知識を深めます。

「地域災害ボランティアリエゾン(連絡員)」 養成講座

自治会や社協等で中心的な役割を果たしている方(役員等)を対象に、減災についての知識・技能を学び、災害ボランティアセンターと地域をつなぐ連絡員を養成する講座です。

詳しくは、京都府災害ボランティアセンター事務局まで、お気軽にお問合せください。TEL.075-254-8815

TOPICS

災害派遣福祉チームによる防災訓練及び熊本地震派遣報告会開催

9月4日(日)、京都府総合防災訓練にあわせ災害発生時の円滑な避難所開設・運営を学ぶための訓練(研修)が南丹市において開催されました。災害派遣福祉チームのメンバーが、配慮が必要な人とそれに対応する人に分かれて、車イスや持病を抱える人が避難してきた場合などを想定した、避難所での支援について演習を行いました。また、午後からは熊本地震にかかる派遣の報告会を開き、熊本県益城町の避難所での活動を報告し、今後の活動のあり方を考えるきっかけとなりました。

